

奈良県税条例施行規則及び奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十二号

奈良県税条例施行規則及び奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則

（奈良県税条例施行規則の一部改正）

第一条 奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号の三中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 削除

第二条第二項の表中「前項第八号及び第十号」を「前項第十号」に改める。

第二条の二第一項中「、自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二十二条及び第二十三条を削り、第二十三条の二を第二十二条とする。

第二十四条の表第一号中「第五十二号様式」を「第四十七号様式」に改め、同表第二号中「第五十三号様式」を「第四十八号様式」に改め、同表第三号中「第五十四号様式」を「第四十九号様式」に改め、同表第四号中「第五十五号様式」を「第五十号様式」に改め、同表第五号中「第五十五号様式の二」を「第五十一号様式」に改め、同表第六号中「第五十五号様式の三」を「第五十二号様式」に改め、同表第七号中「第五十六号様式」を「第五十三号様式」に改め、同表第八号中「第五十七号様式」を「第五十四号様式」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲等）

第二十五条 条例第五十六条の十三第一項第二号アの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付（以下この条において「身体障害者手帳の交付」という。）を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それ

ぞれ同表の中欄又は下欄に定める身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生
 省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	条例第五十六条の十三第一 項第二号ア及び第六十三条 第一項第三号アの自動車に 係る身体障害者等の障害の 級別	条例第五十六条の十三第一 項第二号イ及びウ並びに第 六十三条第一項第三号イ及 びウの自動車に係る身体障 害者等の障害の級別
視覚障害	一級から四級までの各級	一級から四級までの各級
聴覚障害	二級及び三級	二級及び三級
平衡機能障害	三級	三級
音声機能障害	三級（喉頭摘出による音声 機能障害がある場合に限る。 ）	
上肢不自由	一級及び二級	一級及び二級
下肢不自由	一級から六級までの各級	一級から三級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及 び五級	一級から三級までの各級
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害（上肢機	一級及び二級	一級及び二級

肝臓機能障害	一級から三級までの各級	一級から三級までの各級
疫機能障害	一級及び三級	一級及び三級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級	一級から三級までの各級
小腸機能障害	一級及び三級	一級及び三級
腸の機能障害	一級及び三級	一級及び三級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級	一級及び三級
呼吸器機能障害	一級及び三級	一級及び三級
じん臓機能障害	一級及び三級	一級及び三級
心臓機能障害	一級及び三級	一級及び三級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）	一級から六級までの各級	一級から三級までの各級
能)		

二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条第一項に規定する戦傷病者手帳の交付（以下第三項において「戦傷病者手帳の交付」という。）を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める重度障害の程度又は第一号

表ノ三に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	<p>条例第五十六条の十三第一 項第二号ア及び第六十三条 第一項第三号アの自動車に 係る身体障害者等の重度障 害の程度又は障害の程度</p>	<p>条例第五十六条の十三第一 項第二号イ及びウ並びに第 六十三条第一項第三号イ及 びウの自動車に係る身体障 害者等の重度障害の程度又 は障害の程度</p>
視覚障害	<p>特別項症から第四項症まで の各項症</p>	<p>特別項症から第四項症まで の各項症</p>
聴覚障害	<p>特別項症から第四項症まで の各項症</p>	<p>特別項症から第四項症まで の各項症</p>
平衡機能障害	<p>特別項症から第四項症まで の各項症</p>	<p>特別項症から第四項症まで の各項症</p>
音声機能障害	<p>特別項症から第二項症まで の各項症（喉頭摘出による 音声機能障害がある場合に 限る。）</p>	<p>特別項症から第二項症まで の各項症</p>
上肢不自由	<p>特別項症から第三項症まで の各項症</p>	<p>特別項症から第三項症まで の各項症</p>
下肢不自由	<p>特別項症から第六項症まで の各項症及び第一款症から 第三款症までの各款症</p>	<p>特別項症から第三項症まで の各項症</p>

体幹不自由	特別項症から第六項症までの各 項症及び第一款症から第三款症までの各款症	特別項症から第四項症までの各 項症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各 項症	特別項症から第三項症までの各 項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各 項症	特別項症から第三項症までの各 項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各 項症	特別項症から第三項症までの各 項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各 項症	特別項症から第三項症までの各 項症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各 項症	特別項症から第三項症までの各 項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各 項症	特別項症から第三項症までの各 項症

三 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち厚生労働大臣の定める重度の障害を有するもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第三項の規定による自立支援医療受給者証の交付を受けている者に限る。）のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するもの

2 条例第五十六条の十三第一項第二号イ及び第六十三条第一項第三号イの規則で定めるものは、前項第一号の表の下欄に定める障害の等級又は同項第二号の表の下欄に定める重度障害の程度若しくは障害の程度に該当する障害を有する者で、年齢十八歳未満のもの若しくは同項第三号に掲げるものとする。

3 条例第五十六条の十三第二項及び第六十三条第二項の規則で定める書類及び運転免許証（以下この項において「書類等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項において「身体障害者」という。）の場合 次に掲げる書類等

ア 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）

イ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条の規定により交付された身体障害者、身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を常時介護する者の運転免許証

二 第一項第三号に掲げる者（以下この項において「精神障害者」という。）の場合 次に掲げる書類等

ア 次のいずれかに掲げる書類

(1) 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十四条第三項の規定により交付された自立支援医療受給者証

イ 道路交通法第九十二条の規定により交付された精神障害者、精神障害者と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の精神障害者を常時介護する者の運転免許証

第二十六条（見出しを含む。）中「書類の様式」を「書類等の様式」に改め、同条ただし書中「ただし、」の下に「条例第五十六条の十三第一項第五号又は第六号の規定により申請書を提出すべき場合における同条第二項の申請書及び」を加え、「同表第二号」を「同表第六号」に改め、同条の表を次のように改める。

書類等の種類	様式
(一) 条例第五十六条第二項に規定する課税免除の申請書	第五十五号様式
(二) 条例第五十六条の九第一項に規定する修正申告書	第五十六号様式
(三) 条例第五十六条の九第四項に規定する納税済印	第五十七号様式
(四) 条例第五十六条の十一第二項に規定する免除の申告書並びに同条第四項に規定する徴収猶予の申請書及び同条第七項に規定する還付の申請書	第五十八号様式
(五) 条例第五十六条の十二第三項に規定する還付の申請書	第五十九号様式
(六) 条例第五十六条の十三第二項及び条例第六十三条第二項に規定する減免の申請書	第五十九号様式の二
(七) 条例第六十六条に規定する納税の証明書	第五十九号様式の三
(八) 条例附則第十八条の二第三項及び条例附則第十九条第三項に規定する還付の申請書	第五十九号様式の四

第二十八条の二第三項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。
第三十一条の表第一号中「法人県民税並びに法人事業税及び地方法人特別税の更正、決定通知書兼納付通知書」を「法人県民税並びに法人事業税及び地方法人特別税、特別法人事業税の更正、決定通知書兼納付通知書」に改め、同表第六号中「自動車取得税の更正、決定通知書兼納付通知書」を「自動車税環境性能割の更正、決定通知書兼

納付通知書」に改め、同表第十号中「法人事業税及び地方人特別税の加算金決定通知書兼納付通知書」を「法人事業税及び地方人特別税、特別法人事業税の加算金決定通知書兼納付通知書」に改め、同表第十二号中「自動車税以外の県税の納税通知書」を「自動車税種別割以外の県税の納税通知書」に改め、同表第十四号中「自動車税の納税通知書」を「自動車税種別割の納税通知書」に改め、同表第十七号中「口座振替について使用する自動車税の納税通知書」を「口座振替について使用する自動車税種別割の納税通知書」に改め、同表第十八号中「自動車税以外の県税の納付書」を「自動車税種別割以外の県税の納付書」に改め、同表第十九号中「自動車税の納付書」を「自動車税種別割以外の県税の納付書」に改め、同表第二十五号中「自動車税の督促状」を「自動車税種別割の督促状」に改め、同表第三十二号中「自動車税減額通知書兼過誤納金還付、充当通知書」を「自動車税種別割減額通知書兼過誤納金還付、充当通知書」に改める。

第十二号様式中「田 働 冊 券」を「田 働 冊 税 種 別 割」に、「券」を「証」に改める。

第四十七号様式から第五十一号様式の二までを削る。

第五十二号様式中「(第24条関係)」を「(第23条関係)」に、「業務所又は」を「事務所又は」に改め、同様式を第四

改め、同様式を第四十七号様式とする。

第五十三号様式中「(第24条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を第四十八号様式とする。

第五十四号様式中「(第24条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を第四十九号様式とする。

第五十五号様式中「(第24条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を第五十号様式とする。

第五十五号様式の二中「(第24条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を第五十一号様式とする。

第五十五号様式の三中「(第24条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を第五十二号様式とする。

第五十六号様式中「~~(第24条)~~」を「~~(第23条)~~」に改め、同様式を第五十三号様式とする。

第五十七号様式中「~~(第24条)~~」を「~~(第23条)~~」に改め、同様式を第五十四号様式とし、同様式の次に次の三様式を加える。

第 5 5 号様式 (第26条関係)

自動車税種別割課税免除申請書					
登録番号		登録年月日 (初度登録年月)	年 月 日 (年 月)		
車名型式		形 状	形		
車台番号		原動機の型式	型		
乗車定員	人(人)	最大積載量	kg(kg)		
総排気量	1	軸 距	m		
自家用・営業用の区分	自家用 営業用	種 別	普四乗・小四乗・普四貨・バス・特殊用途車・()		
検査証有効期限	年 月 日	燃 料			
定 置 場		課税免除該当年度及び税額	年 度	税 額	
<p>奈良県税条例第56条第2項の規定により、上記自動車の自動車税種別割の免除を申請します。</p> <p>年 月 日提出</p> <p>奈良県自動車税事務所長殿</p> <p>住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>					
申請理由					

第56号様式（第26条関係）

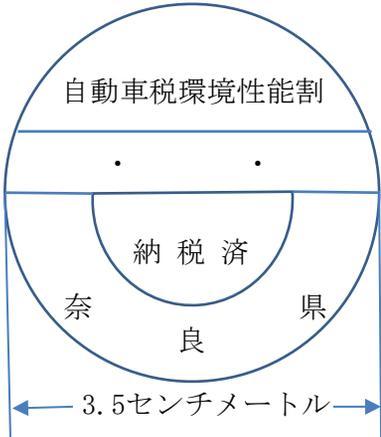
自動車税環境性能割修正申告書			
年 月 日		住 所 (所在地)	
奈良県自動車税事務所長殿		氏 名 (名 称)	(印)
登録 車両 番号		車台番号	
車名型式			
初度登録年月	年 月	形状	形
用途	自家用 営業用	種別	
取得の原因	売買・贈与・交換・その他 ()	取得年月日	年 月 日
定置場			
譲渡者の住所氏名			
課税標準額 ①			円
税率 ②			
自動車税環境性能割額 ①×② ③			円
既に納付の確定した税額 ④			円
この申告により納付すべき税額 ③－④			円
備考			証紙印押印欄

注 1 「用途」及び「取得の原因」欄は、該当する字句を○で囲んでください。

2 「課税標準額」欄には、自動車の取得者が当該自動車の取得の対価として通常支払うべき金額を記入してください。

3 「既に納付の確定した税額」欄には、既にされた申告、更正又は決定により確定した税額を記入してください。

第 5 7 号様式 (第26条関係)



第五十八号様式及び第五十九号様式を次のように改める。

第59号様式（第26条関係）

自動車税環境性能割還付申請書					
年 月 日 奈良県自動車 税事務所長 殿	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)		印		
	個人番号 (法人番号)		<small>(法人番号はここから記載してください。)</small> <small>(個人番号はここから記載してください。)</small>		
登録 車両 番号			車 台 番 号		
車 名 型 式			形 状	形	
用 途	自 営	家 業	用 種 別		
販 売 業 者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)				
取 得 年 月 日	年 月 日				
返 還 し た 年 月 日	年 月 日				
返 還 し た 理 由					
課 税 標 準 額		円	税 率		税 額 円
還 付 を 受 け る 合 場	納 付 し た 年 月 日		年 月 日		
	納 付 し た 税 額		円		
備 考					

注 個人番号(法人番号)欄は、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第五十九号様式の次に次の三様式を加える。

第59号様式の2 (第26条関係)

自動車税環境性能割・種別割減免申請書

奈良県自動車税事務所長 殿

申請者
(納税義務者)

住所

氏名

〒□□□-□□□□	印
-----------	---

年 月 日
連絡先電話番号 (1. 身体障害者等 2. 運転者 3. 使用者)
(- -)

身体障害者等との続柄 ()

納税義務者の
個人番号(法人番号) ()

第56条の13第2項
奈良県税条例
第63条第2項
の規定により申請します。

登録車両番号	区域名	車種	カナ	番号	身体障害者手帳等					
					都道府県 手帳番号	身・療 戦・他	1. 奈良県 第	2. その他 () 号	交 付 年月日	年 月 日
身体 障害 者 等	1. 申請者と A. 住所・B. 氏名が同じ		2. その他		1. 視覚障害 ()級 2. 聴覚障害 ()級 3. 平衡機能障害 ()級 4. 上肢不自由 ()級 5. 下肢不自由 ()級 6. 体幹不自由 ()級 7. 心臓機能障害 ()級 8. じん臓機能障害 ()級 9. 呼吸機能障害 ()級 10. ぼうこう又は直腸の機能障害 ()級 11. 小腸機能障害 ()級 12. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能 ()級 13. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 移動機能 ()級 14. 音声機能障害(喉頭摘出) ()級					
	〒 住所 氏名				15. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ()級 16. 肝臓機能障害 ()級 17. 保健福祉手帳 ()級 18. 療育手帳 ()判定 19. その他					
	生年月日 年 月 日									
運 転 者	1. 申請者と A. 住所・B. 氏名が同じ		2. その他		使用目的 通院・通学・生業・通所				備 考	
	〒 住所 氏名				免 許 証					
	生年月日 年 月 日		続柄 ()		種 類	番 号				
車 検 証	1. 申請者と同じ		2. その他		交 付 年月日	年 月 日	有 効 期 限	年 月 日		
	〒 住所 氏名				条 件					
	所有の形態 1. 単独所有 2. 所有権留保		続柄 ()		現在までの減免の有無等					
	使 用 者	1. 申請者と同じ		2. 運転者と同じ		有 ・ 無	登録車両番号： 異動年月日： 年 月 日 1. 抹消 2. 名変 3. 構造減免の解除			
	3. 使用者(構造減免) (氏名)									

注 個人番号(法人番号)欄は、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第59号様式の3（第26条関係）

※交付番号	
自動車税種別割納税証明書(継続検査及び構造等変更検査用)	
第 号	
自動車の登録番号	
滞納の有無	無 ・ 有
この証明書の有効期限	年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明します。	
発行日 . . .	
奈良県 県税(自動車税)事務所長 印	

注 この証明書は継続検査又は構造等変更検査の際に車検証の返付を受けるために必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管してください。

第59号様式の4 (第26条関係)

自動車税環境性能割・種別割還付申請書			
年 月 日 奈良県自動車 税事務所長 殿	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名称)	印	
	個人番号 (法人番号)	<small>(法人番号はここから記載してください。)</small> <small>(個人番号はここから記載してください。)</small>	
	申請自動車	対象区域内用途廃止等自動車等	
所有者の氏名(名称)			
所有者の住所(所在地)			
登録番号 車 両 番 号			
車 台 番 号			
種 別			
主たる定置場			
営業用・自家用の別			
既に法附則第53条の2第1項若しくは第2項又は条例附則第18条の2第1項の規定の適用を受けた代替自動車等がある場合	台数	登録番号 車 両 番 号	車 台 番 号
対象区域内用途廃止等自動車等の自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地			
申請自動車の取得年月日	年 月 日		
対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた年月日	年 月 日		
条例附則第18条の2第1項第2号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた年月日	年 月 日		
条例附則第18条の2第1項第3号に規定する移動させた年月日	年 月 日		
条例附則第18条の2第1項第2号ア若しくは第3号アに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した年月日	年 月 日		
納付した年月日	年 月 日		
納付した税額	円		
備考			

注 個人番号(法人番号)欄は、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第六十二号様式中「問い合わせ先」を「問合せ先」に、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第七十九号様式(表)を次のように改める。

税 第 年 月 号 日		(所在地) 〒				
奈良県 県税事務所長 [印]		(法人名) 殿				
地方法人特別税 法人県民税並びに法人事業税及び の更正・決定通知書兼納付通知書 特別法人事業税						
地方税法第55条及び同法第72条の39 (第72条の41) の規定により、下記のとおり更正・決定したので不足額及び加算金等を納付期限までに納付してください。						
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	摘 要	1 法人税の 年 月 日の による			
申告期限	年 月 日		2 自主的算定による			
申告年月日	年 月 日		3			
修正申告年月日	年 月 日					
更正・決定年月日	年 月 日					
事業 業 税	区 分		課 税 標 準	税 率	税 額	
	所得割	所得金額総額		円		
		年 万円以下の金額		円	/100	円
		年 万円を超え年 万円以下の金額		円	/100	円
		年 万円を超える金額		円	/100	円
		計		円		円
		軽減税率不適用法人の金額		円	/100	円
	付加 価値割	付加価値額総額		円		
		付加価値額		円	/100	円
	資本割	資本金等の額総額		円		
		資本金等の額		円	/100	円
		収入金額総額		円		
本 県 分		円	/100	円		
既申告・既更正・既決定分					円	
納付すべき事業税額					円	
事業 税に 係る 加算 金	区 分		更 正 ・ 決 定	既 更 正 ・ 決 定	差 引	
	不申告加算金	通常分	円	円		
		加算分	円	円		
		計	円	円	円	
	過少申告加算金	通常分	円	円		
		加算分	円	円		
		計	円	円	円	
	重 加 算 金		円	円		円
納付すべき加算金額					円	
業又地 税は方 特法 人特 人別 事 税	区 分		課 税 標 準	税 率	税 額	
	所得割に係る税額		円	/100	円	
	収入割に係る税額		円	/100	円	
	既申告・既更正・既決定分				円	
	納付すべき地方法人特別税額又は特別法人事業税額				円	
法地 方 法 人 事 業 人 税 特 に 別 係 る 又 は 算 特 金 別	区 分		更 正 ・ 決 定	既 更 正 ・ 決 定	差 引	
	不申告加算金	通常分	円	円		
		加算分	円	円		
		計	円	円	円	
	過少申告加算金	通常分	円	円		
		加算分	円	円		
		計	円	円	円	
	重 加 算 金		円	円		円
納付すべき加算金額					円	
県 民 税	均等割	区 分		事 業 所 を 有 し て い た 月 数	年 税 額	税 額
		更正・決定		月	円	
		既申告・既更正・既決定分				円
	差 引				円	
	法人 税割	区 分		課 税 標 準	税 率	税 額
更正・決定分		総 額	円			
		本 県 分	円	/100	円	
既申告・既更正・既決定分		円	/100	円		
差 引				円		
納付すべき県民税額					円	
納 付 期 限			年 月 日			
納付期限までの延滞金			(法人県民税) 円			
			(法人事業税) 円 (地方法人特別税又は特別法人事業税) 円			
備 考	利 子 割 額		円	既に還付を請求した額等	円	
	控 除 し た 額 等		円	既還付請求が過大等	円	
	控除することができなかった額等		円	更正による還付等	円	

「更正（決定）」
「自動車取得税」
「更正（決定）」
「自動車取得税」
「更正（決定）」
「自動車取得税」
「更正（決定）」
「自動車取得税」

第八十八号様式(表)を次のように改める。

(表)

奈良県 自動車税種別割 納税通知書				
納税義務者 住所(所在地)・氏名(名称)				
年度		税目	自動車税種別割	登録番号
税額	円			
納期限				
<p>上記の県税を納期限までに必ず納めてください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">奈良県自動車税事務所長</p>				
※裏面もご覧ください(納付場所など)。				
クレジットカード納付用		納付番号	確認番号	
お問合せ先				

切り取らないでお出しください。

重 要 (継続検査・構造等変更検査用)	
自動車税種別割納税証明書	
登録番号	
車台番号	
車名	
<p>上記の自動車に係る自動車税種別割(延滞金を含む。)は、 年度分まで滞納がないことを証明します。</p>	
奈良県自動車税事務所長	印
有効期限	
<p>◆納税証明書は車検の際に車検証の返付を受けるために必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管してください。</p> <p>◆車検を整備業者に依頼される場合は、この納税証明書をお預けください。</p> <p>◆上記の有効期限までに自動車の名義を変更される際は、この納税証明書も一緒に渡してください。</p>	
収納済印	

第九十一号様式(表中)

自動車税	※
------	---

を

自動車税種別割	
---------	--

に改める。

第九十三号様式中

自動車税

を

自動車税種別割

に改める。

第九十九号様式(表中)「お問い合わせ」を「お問い合わせ」に改める。

第百号様式(表中)

自動車税

を

自動車税種別割

に「お問い合わせ」

を「お問い合わせ」に改める。

第百五号様式中

「^{還付}自動車税減額通知書兼過課納金^{充当}」を「^{還付}自動車税種別割^{通知書}」を「^{還付}自動車税種別割^{通知書}」

「^{還付}減額通知書兼過課納金^{充当}」を「^{還付}自動車税額」を「^{還付}自動車税種別割額」に

※

を

--

に改める。

(奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県自動車税証紙条例施行規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「消印」を「消印等」に改め、同条中「第四十六条第一項」を「第五十六条の九第一項」に改め、「の申告書」の下に「（以下この条において「申告書」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 自動車税証紙の購入又は自動車税証紙印の押印を受けることが困難である等の理由により申告書に自動車税額に相当する現金（これに代わるべき証券を含む。）を添えて提出があつた場合は、自動車税事務所に自動車税証紙の貼付け又は自動車税証紙印の押印を受けることの委託があつたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条（第三条中「第四十六条第一項」を「第五十六条の九第一項」に改める部分を除く。）の規定 公布の日
 - 二 第一条中奈良県税条例施行規則第二十八条の二第三項第一号の改正規定及び第六十二号様式の改正規定並びに附則第四項（第六十二号様式に係る部分に限る。）の規定 令和五年一月一日
 - 三 第一条中奈良県税条例施行規則第二条第一項第三号の三の改正規定 令和六年一月一日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際第一条の規定による改正前の奈良県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による証明書等であつて現に交付されているものは、この規則の施行の日以後においてもなおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際旧規則第五十二号様式から第五十七号様式まで及び第九十九号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。
- 4 この規則の施行の際旧規則第十二号様式、第五十一号様式、第五十一号様式の二、第五十八号様式、第五十九号様式、第六十二号様式、第七十九号様式、第八十四号様式、第八十八号様式、第九十一号様式、第九十三号様式、第百号様式及び第百五号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。